

大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案

大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪南港魚つり園の項及び大阪南港野鳥園の項を削る。

第3条中第1項から第3項までを削り、第4項中「コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地」を「施設」に改め、同項を同条とする。

第4条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とする。

第5条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「代行施設」を「施設」に改め、同条中第2項を削る。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第11条から第18条までを削り、第19条を第11条とし、第20条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪南港魚つり園及び大阪南港野鳥園の使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋下徹

説明

大阪南港魚つり園及び大阪南港野鳥園を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市海浜施設条例（抄）

（設 置）

第1条 本市に港湾施設として、海浜施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>大阪南港魚つり園</u>	<u>大阪市住之江区南港南6丁目</u>
<u>大阪南港野鳥園</u>	<u>大阪市住之江区南港北3丁目</u>
省	略

（休業日）

第3条 大阪南港魚つり園及び大阪南港野鳥園（以下「代行施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 第11条の規定により代行施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が1週間につき1日を超えない範囲内であらかじめ市長の承認を得て定める日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、代行施設について、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 市長は、第1項第1号又は前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。
- 4 コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地は、無休とする。ただし、時宜により臨時の休業日を定めことがある。

（供用時間）

第4条 代行施設の供用時間は、次のとおりとする。

- (1) 大阪南港魚つり園 午前7時から午後5時まで（4月から10月までにあっては、午前6時から午後7時まで）
- (2) 大阪南港野鳥園 午前9時から午後5時まで
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、代行施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「休業日を変更し、又は臨時の休業日

を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「第1項第1号又は前項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2項」と読み替えるものとする。

3 省 略

4 2 省 略

(入場の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入場を断り、市長
施設

又は代行施設から退場させることができる。
施設

(1)–(6) 省 略

2 前項の規定は、コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地について準用する。この場合において、
同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(行為の禁止)

第6条 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)–(4) 省 略

(5) 野鳥を捕獲し、又は殺傷すること

(6) (5) 省 略

(管理の代行)

第11条 代行施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第244条の2 第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長
が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する
ものとする。

(1) 代行施設の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定を行おうとする期間

(4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(指定申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長の定めるところにより、代行施設の管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2 第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第15条 市長は、第13条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし代行施設の効用を最大限に發揮するとともに、代行施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 代行施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代行施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第16条 市長は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が代行施設の指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他

の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第12条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を当該代行施設の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、その行おうとする代行施設の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の代行施設の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を当該代行施設の指定管理予定者として選定してはならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は代行施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、建物及び附属設備の維持保全その他代行施設の管理に関することとする。

第19条 - 第20条 省略
第11条 第12条